

森林法第10条の6の規定により、令和8年3月31日付けて京都市森林整備計画を変更します。

なお、京都市森林整備計画の変更案に意見のある方は、縦覧期間が終了するまでに、京都市長に対し、理由を付した文書をもって意見書を提出することができます。

令和8年2月2日

京都市長 松井 孝治

1 縦覧場所

- (1) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所内（本庁舎B1階）
産業観光局農林振興室
- (2) 京都市右京区京北周山町上寺田1-1 京北合同庁舎内
産業観光局京北・左京山間部農林業振興センター

2 縦覧期間

令和8年2月2日から同年2月27日まで

(産業観光局農林振興室)